

医師の意見書

新城こども園 園長殿

園児 氏名 _____

病名「 _____ 」

_____年 _____月 _____日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断します。

_____年 _____月 _____日

医療機関 _____

医師名 _____

印又はサイン _____

【保護者の皆様へ 医師の意見書提出のお願い】

意見書は、集団で長時間生活を共にする子どもたちが、感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが1日快適に過ごせる事を目的としています。

お子様が特定の感染症にかかった場合、こども園側が用意する意見書様式に保護者が医療機関に記載を依頼、登園について意見を書いていただき、こども園がその可否を判断する手段として園に持参いただく書類です。

以下について、予めご理解ご了承をお願い致します

ア、意見書は、医療機関からの「意見」であり、登園可否の最終判断は施設側に委ねられます。

つまり、集団生活の場として、登園日当日のお子さんの心身の健康状態や園内の感染症の状況等によって園をお休みいただく場合があります。

イ、九州厚生局から医療機関への通達により、利用者（保護者）が意見書用紙を忘れて医療機関から発行する場合、医療機関から文書料金について呈示があり、利用者にご同意書をかいてもらった上で発行するようになります（有料）

【意見書が必要な主な感染症】

感染病名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間 (発症前24時間から発病後3日程度まで最も感染力が強い)	発病した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
結核		医師により感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		医師により感染のおそれがないと認められるまで ※無症状の感染者の場合は、症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも陰性が確認されたもの
麻疹 (はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過するまで
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
風疹 (三日はしか)	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
ポリオ		急性期の症状が治癒するまで
急性出血性結膜炎		医師により感染のおそれがないと認められるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から腫脹後4日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ腫脹が消失し、全身状態が良好になるまで
水痘 (水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から痂皮 (かさぶた) 形成まで	すべての発疹が痂皮 (かさぶた) 化してから
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消えた後2日間経過してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	5日間の適正な抗菌薬による治療が終了し、かつ特有の咳が消失し、全身状態が良好であること
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染のおそれがないと認められるまで
ウイルス性肝炎	A型…発症後1～2か月 BC型…不定 (キャリア化あり)	A型…肝機能が正常化した後 BC型…急性肝炎の極地を過ぎてから

※上記以外にも意見書が必要となる病気もございます